

## ◆特許庁関係手続における押印の見直し

約800種の特許庁に対する申請手続(押印を求めていたもの)について、押印の可否について見直しを行い、次の手続を除き、手続の押印が不要となりました。

(令和2年12月28日施行/令和3年6月12日施行)



### 押印を存続した手続(偽造による被害が大きい手続)

#### ① 特許庁に係属中の出願(審判係属中を含む)及び申請人の識別番号に関する手続:8種

出願人名義変更届(4種)、氏名(名称)変更届(2種)、住所(居所)変更届(2種)

#### ② 特許権等の移転登録に関する手続:25種

一般承継による特許権等の移転登録申請(4種)、特定承継による特許権等の移転登録申請(4種)、登録名義人表示変更登録申請(4種)、質権設定(変更)登録申請(4種)、専用実施(使用)権設定(変更)登録申請(4種)、仮専用実施権設定(変更)登録申請(1種)、通常使用権設定(変更)登録申請(1種)、商標権分割登録申請(1種)、商標権分割移転登録申請(1種)、実用新案権抹消登録申請(1種)

(注)条約の規定で署名等が必要なPCT国際出願関連書類において、署名・押印は存続しています。

### 押印を存続する手続の運用

#### ① 押印

個人	実印+印鑑証明書(※1)
法人 (1.又は2.)	1. 実印+印鑑証明書(※1) 2. 実印により証明可能な法人の代表者印(※2)+実印+印鑑証明書(※1)

※1 一度、印鑑証明書により本人の印であることが確認された印を使用する場合は、印鑑に変更が無い限り、手続の都度の提出は原則不要です。  
※2 知的財産専用代表取締役印、知的財産専用学長(総長)印、知的財産専任理事印等の代表者印を使用する場合は「実印による証明書」の提出が必要です。

#### ② 署名

署名の本人確認には、以下のいずれかの証明等が必要です。

- 申請書類等に譲渡人又は譲受人等の代理人である弁理士又は弁護士による「譲渡人等の意思確認をした旨」の記載
- 署名の真正性に係る認証(面前認証、自認認証等)付譲渡證書等の提出
- 署名証明書の提出
- 譲渡人本人が特許庁に訪した際に本人確認できた場合(パスポート等)



## ◆特許庁関係手続における登記事項証明書の添付の省略

特許庁関係手続のうち、法令により登記事項証明書を添付することが規定されている手続について、手続書面に記載された法人名称及び住所(識別番号を記載して住所の記載を省略することができる場合には、識別番号)から、特許庁が電子情報処理組織を使用して当該法人の登記情報を入手できる場合には、登記事項証明書の添付が不要となりました。

(令和4年4月1日施行)



### 主な対象手続

出願人名義変更届(一般承継)、移転登録申請書(一般承継)、団体商標登録願、地域団体商標登録願、予納者の地位の承継届、特許料減免申請書(特許法第109条に規定する非課税法人等に限る)

## ◆銀行振込による予納

出願人(利用者)が、特許庁に対して一定の金額をあらかじめ納めておくことにより都度の手続にかかる料金納付に充てることを可能とする「予納」について、銀行振込(現金納付)による予納が可能になりました。

(令和3年10月1日施行)



### 手続の流れ

- ①【利用者】予納台帳番号の取得(既に所有している場合は不要)
  - 書面の場合:「予納届」を提出
  - オンラインの場合:インターネット出願ソフトで初回の申請人利用登録時に取得
- ②【利用者】「現金納付書」の「納付書交付請求書」を特許庁へ提出
- ③【特許庁】「現金納付書」の発行及び送付
- ④【利用者】「現金納付書」を用いて金融機関窓口にて振り込み後、「納付済証(特許庁提出用)」を受領
- ⑤【利用者】「予納書(現金納付)」に「納付済証(特許庁提出用)」を貼付し、特許庁へ提出
- ⑥【特許庁】予納者の予納台帳へ入金



### 今後の予定

令和5年1月:インターネット出願ソフトを経由した予納入金開始

## ◆オンライン口頭審理

審判長の判断により、ウェブ会議システムを用いた方法によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うこと(以下「オンライン出頭」という。)が可能になりました。

(令和3年10月1日施行)

### オンライン出頭のポイント

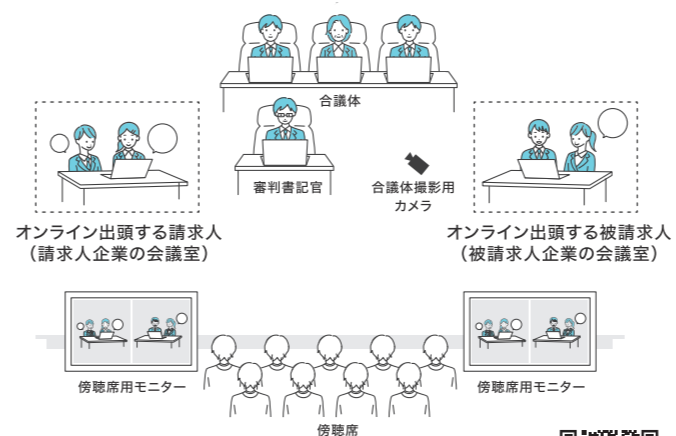
口頭審理の出頭態様の例

- ① 全当事者がオンライン出頭
- ② 一部の者がオンライン出頭し、残りの者が審判廷へ出頭
- ③ 当事者と代理人が異なる地点からオンライン出頭

オンライン出頭が認められる例

- ・ 当事者等が希望し、審判長が認めた場合  
※通信設備や通話先の場所が適切でないなど、オンライン出頭が認められない場合もあります。
- ・ 感染症対策等のために必要と審判長が認めた場合

### オンライン口頭審理のイメージ



オンライン口頭審理  
説明資料



オンライン口頭審理  
動画紹介



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

# 特許庁関係手続における 主な法令改正

早わかり一覧



LEGAL AMENDMENT LIST

## ◆ 令和3年特許法等改正に伴う料金改定

令和4年4月1日より、特許関係料金、商標関係料金及び国際出願に係る国際調査手数料等を改定いたしました。



(令和4年4月1日施行)

### 主な改定前後の料金(改定前後の料金の一覧は上記QRコードに掲載)

#### ① 特許料(平成16年4月1日以降に審査請求をした出願)(特許法施行令第8条の2)

項目	改定前金額	改定後金額
(第1年から第3年まで)	毎年2,100円+(請求項の数×200円)	毎年4,300円+(請求項の数×300円)
(第4年から第6年まで)	毎年6,400円+(請求項の数×500円)	毎年10,300円+(請求項の数×800円)
(第7年から第9年まで)	毎年19,300円+(請求項の数×1,500円)	毎年24,800円+(請求項の数×1,900円)
(第10年から第25年まで)	毎年55,400円+(請求項の数×4,300円)	毎年59,400円+(請求項の数×4,600円)

※平成16年3月31日以前に審査請求をした出願の特許料について、改定はありません。

#### ② 商標登録料(商標法施行令第4条)

項目	改定前金額	改定後金額
商標登録料	区分数×28,200円	区分数×32,900円
更新登録申請	区分数×38,800円	区分数×43,600円

#### ③ 国際出願(特許、実用新案)関係手数料(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令第2条)

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料+調査手数料(日本語)	80,000円(内 送付手数料10,000円)	160,000円(内 送付手数料17,000円)

### 基本的な適用の考え方

改正法等の施行日(令和4年4月1日)より前に納付される特許料等は改正前の料金(以下、「旧料金」といいます。)を適用します。

改正法等の施行日(令和4年4月1日)以降に納付される特許料等は改正後の料金(以下、「新料金」といいます。)を適用します。

国際出願に係る国際調査手数料については、国際出願日(注)を基準として、改正法の施行日より前であれば旧料金、施行日以降であれば新料金を適用します。(注)国際出願を受理した日(PCT規則14.1(c),15.3,16.1(f))

なお、改正政令附則の規定により施行日以降の納付であっても旧料金を適用する場合があります。新旧料金適用の詳細と具体的な適用については、上記のQRコードをご覧ください。

## ◆ 特許庁への手続において旧氏(旧姓)併記

特許庁に提出する全ての書類を対象に、発明者、出願人、審判当事者等の氏名欄において旧氏を併記(括弧書きで記載)することが可能になりました。



**記載例(願書)** 【特許出願人】  
【住所又は居所】東京都千代田区霞が関3-4-3  
【氏名又は名称】特許(実用) 太郎

(令和3年10月1日施行)

## ◆ 訂正審判等における通常実施権者の承諾要件廃止

特許権・実用新案権の訂正や特許権・実用新案権・意匠権の放棄の際、通常実施権者の承諾が不要になりました。



通常実施権者の承諾要件廃止に関する制度周知リーフレット

(令和4年4月1日施行)

# 特許庁

# 出願・登録関連

# 問い合わせ先一覧

出願前

出願

方式審査

実体審査

通知・査定

登録

登録後

## 特許庁 代表番号 03-3581-1101

音声ガイダンスにしたがって、内線番号を操作してください。

### 相談無料 知的財産権に関するお悩みやご相談

登録の可能性、具体的な権利侵害への対応、出願の内容、出願の戦略的なこと等をご相談いただけます。

### 知財総合支援窓口 0570-082100 全国共通ナビダイヤル

(全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします)



### ◆ 出願書類の作成方法や出願手続全般に関すること

出願書類の様式についてご案内しております。「こんな発明は特許になるか」等の個別具体的な出願内容に関するお問い合わせは、左枠記載の知財総合支援窓口へご相談ください。

独立行政法人 工業所有権情報・研修館(INPIT)  
公報閲覧・相談部  
相談担当 **内線 2121~2123**

### ◆ 識別番号の付与請求や住所(居所)・氏名(名称)の変更の届出、包括委任状の提出等に関すること

出願課 申請人等登録担当 **内線 2764**  
書面提出用様式の参照サイト  
「出願の事前手続様式一覧」



「識別番号」とは、特許庁が出願手続をする方に付与する9桁の番号です。既に識別番号をお持ちの方(過去に特許庁へ手続したことがある方(代理人による手続を含む))で、識別番号に係る届出の住所や氏名に変更があった場合は、「住所(居所)変更届」や「氏名(名称)変更届」の提出が必要となります。

### 出願公開(特・商)

公開公報の発行などについては右に記載のお問い合わせ先にご相談ください。

### ◆ 公報に関すること

普及支援課 公報企画班 **内線 2305**

### ◆ 具体的な案件の公報の発行予定日に関すること

普及支援課 品質管理第一、第二担当

公開特許公報

**内線 2308**

公開商標公報

**内線 2312**

### ◆ 出願後に届いた手続補正指令の応答や中間手続(出願人名義変更や出願取下げ等)に関すること

審査業務課 方式審査室	特許 <b>内線 2616</b>	意匠 <b>内線 2654</b>	※国内移行手続をしたPCT出願は以下の内線へ 指定官庁担当 <b>内線 2644</b>
	実用 <b>内線 2617</b>	商標 <b>内線 2657</b>	

### 実用新案のみ

#### 基礎的要件審査

調整課 審査推進室 実用新案業務班 **内線 2469**

#### 実用新案技術評価書について

調整課 機械事務調整班 **内線 3115**

### ◆ 審査状況の問い合わせ手続に関すること

特許 調整課 審査業務管理班 **内線 3106** 意匠 意匠課 審査支援管理班 **内線 2905**

商標 商標課 審査支援管理班 **内線 2804**

審査未着手案件の着手見通し時期については右のQRコードをご確認ください。



※審査状況については、お電話では回答できません。

### ◆ 審査基準に関すること

特許・実用 調整課 審査基準室 **内線 3112**

意匠 意匠課 意匠審査基準室 **内線 2910**

商標 商標課 商標審査基準室 **内線 2807**

### ◆ 早期審査に関すること

特許 調整課 審査業務管理班 **内線 3106**

意匠 意匠課 企画調査班 **内線 2907**

商標 商標課 企画調査班 **内線 2805**

### 拒絶理由通知

- 拒絶理由通知に記載の担当審査官にお問い合わせください(内線番号：通知に記載)
- 応答書類(意見書や手続補正書等)の様式・書き方に関することは方式審査室へお問い合わせください。

### <通知を受け取った方へ>



拒絶理由通知を受け取った方は左のQRコードからアクセスして内容をご確認ください。

### 拒絶理由通知や登録後の権利の活用方法等に関するご相談

知財総合支援窓口(地域における相談窓口)  
全国共通ナビダイヤル **0570-082100**

### 特許査定 登録査定

審査官による審査の結果、拒絶の理由が見つからなかった・解消したと判断された通知です。所定の期間内に特許(登録)料を納付することにより、権利の設定がされます。

### 拒絶査定

拒絶理由通知後の審査において、通知した拒絶理由が解消されていないと審査官が判断した場合に出される、権利を付与しない旨の通知です。

### 拒絶査定不服審判請求

拒絶査定を受けた者がこれに不服であるとき、査定の可否を判断するため、さらに事件の審理をするための手続です。

### ◆ 手続に関すること

特許 審判課 調査班 **内線 3622**

意匠 審判課 第8担当 **内線 3693**

商標 審判課 第9担当 **内線 3682**

審判企画室 **内線 5852**

### ◆ 異議申立てや無効審判・訂正審判・取消審判等、各種審判手続に関すること

QRコードにアクセスし「お問い合わせ先一覧」の「(IV) 審判の審判について16. 審判請求の手続に関すること」より、お問い合わせ先をご確認ください。



### 設定登録 年金納付

- ◆ 特許料・登録料納付(設定登録)の手続に関すること
- ◆ 権利維持(年金納付や更新)の手続に関すること

登録室 設定担当 **特許 内線 2707**

実用 **内線 2709**

意匠 **内線 2710**

商標 **内線 2713**

### ◆ 特許料・登録料の包括納付や自動納付の手続に関すること

登録室 管理班 **内線 2704**

### ◆ 表示変更登録申請や移転登録申請の手続に関すること

### 登録後

登録室 移転担当

特許・実用 **内線 2715**

意匠・商標 **内線 2717**

### 登録公報

### ◆ 公報に関すること

普及支援課 公報企画班 **内線 2305**

### ◆ 具体的な案件の公報の発行予定日に関すること

特許公報 **内線 2307**

意匠公報・審決公報 **内線 2311**

登録実用新案公報 **内線 2308**

商標公報 **内線 2313**